

条件付一般競争入札（事前審査方式）事務処理要領

平成18年3月24日制 定
令和7年10月31日最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関して、入札参加資格条件に適合する全ての者が入札に参加できる条件付一般競争入札（事前審査方式）について、必要な事務手続等を定める。

2 対象工事

次の各号のいずれかに該当する工事のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事を除いたものを対象とする。

- （1）共同企業体による施工が必要と認められる工事
- （2）請負対象設計額が3千万円以上（舗装工、法面工、交通安全施設工の場合は、1千万円以上）の工事のうち、入札に参加しようとする者から見積書の提出を求めることが必要と認められる工事。ただし、工期、工事の内容（災害復旧における応急工事等）、隣接工事の状況等、特別な理由があるときは、事前に競争入札審査会に諮り、条件付一般競争入札（事前審査方式）によらないことができる。
- （3）（1）及び（2）に掲げるもののほか、特に必要と認められる工事

3 入札参加資格

（1）入札に参加する者に必要な資格

契約担当者は、入札に参加する者に必要な資格要件として、次の事項を定めるものとする。

ア 必須要件

- （ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定への該当の有無
- （イ）地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定への該当の有無
- （ウ）地方自治法施行令第167条の5第1項の規定による経営規模等入札参加資格の審査の申請状況（2の（1）の場合に限る。）
- （エ）共同企業体の種別（2の（1）の場合に限る。）
- （オ）入札に参加しようとする者の企業形態
- （カ）当該工事における他の共同企業体の構成員との重複（2の（1）の場合に限る。）
- （キ）山口県建設工事等競争入札参加資格の種別及び等級
- （ク）建設業法第3条第1項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の有無
- （ケ）建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の受審状況
- （コ）建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知の有無
- （サ）指定する地域における本店、支店、営業所等の有無
- （シ）山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の有無

- (ス) 当該工事の指定部分に関する見積書の提出の有無（２の（２）の場合に限る。）
- (セ) 当該工事の現場に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）が満たす現場配置要件、及び、建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の監理技術者」という。）配置の認否

イ 任意要件

- (ア) 総合評定値の数値
- (イ) 総合点数の数値
- (ウ) 工事の施工実績
- (エ) 配置技術者の工事従事経験
- (オ) 配置技術者の所有する資格又は免許等
- (カ) 当該工事に係る設計業務の受託者との関係
- (キ) 共同企業体の各構成員の出資比率（２の（１）の場合に限る。）
- (ク) 山口県電子入札システムの利用登録状況
- (ケ) その他必要と認める事項

(2) 施工実績又は従事経験の設定基準

工事の施工実績又は配置技術者の工事従事経験に関する要件を定める場合は、原則として公告日の15年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの実績又は経験について定めるものとする。

(3) 工事規模に基づく資格要件の設定基準

工種又は設計金額等による資格要件の設定基準については、別に定める。

(4) 資格要件の決定方法

各工事の資格要件は、競争入札審査会に諮って決定するものとする。

(5) 資格要件の審査基準日

各資格要件は、特に定めのある場合を除き、一般競争入札参加申請書の提出日時点において審査するものとする。

4 一般競争入札参加申請に必要な書類

(1) 一般競争入札参加申請書

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(2) 入札参加資格確認資料

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書に、次の各号に掲げる書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）を添付しなければならない。

なお、写しを添付することとされている書類については、入札執行機関の長が必要と判断した場合、申請者は原本を提示しなければならない。

また、２の（１）の場合で、地方自治法施行令第167条の5第1項の規定による経営規模等入札参加資格の審査に必要な書類として既に提出している場合は、二重に提出する必要はないものとする。

ア 誓約書（第1号様式）

イ 工事の施工実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者の資格・工事経験調書（第3－1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第3－2号様式）

エ 建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）の配置を予定している場合の確認

事項（別記第3－1号様式）（配置を予定する場合に限る。）

オ 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記第3－2号様式）（専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。）

カ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）の確認事項（別記第3－3号様式）（配置を予定する場合に限る。）

キ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

ク 総合評定値通知書の写し

ケ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

コ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（2の（1）の場合に限る。）

サ 共同企業体協定書の写し（2の（1）の場合に限る。）

シ 委任状（別紙4）（2の（1）の場合に限る。）

ス 見積書（2の（2）の場合に限る。）

セ その他契約担当者が指定する書類

（3）作成要領

入札参加資格確認資料を作成するに当たって留意すべき事項については、別紙1に定めるところによるものとする。

（4）建設工事施工証明書

第2号様式又は第3－1号様式の添付資料として使用する建設工事施工証明書は、別紙2によるものとする。ただし、国又は他の地方公共団体等が発注した工事の証明については、この限りではない。

（5）配置技術者の兼務等について

入札執行機関の長は、一般競争入札参加申請書に添付された（2）エ～カに掲げる書類により、配置技術者の兼務等に係る意思を確認できたときは、配置技術者の兼務等が可能であるものとみなし、入札参加資格の確認を行うものとする。

5 入札公告

（1）公告の内容

契約担当者は、次に掲げる事項を記載した入札公告を作成し、公告しなければならない。

ア 入札に付する事項

（ア）工事名

（イ）工事場所

（ウ）工事の概要

工法、構造、延長、幅員、延べ床面積等

（エ）工期

（オ）その他

イ 入札参加資格

ウ 契約条項を示す場所

エ 入札の方法等

入札書の提出方法、入札保証金の要否、低入札価格調査制度の適用、無効入札等

オ 入札に係る手続期間等

- (ア) 設計図書等の縦覧及び配布期間、配布方法
- (イ) 入札概要書の縦覧及び配布期間、配布方法（２の（２）の場合に限る。）
- (ウ) 質問の受付期間及び受付方法
- (エ) 質問に対する回答の掲示期間及び掲示方法
- (オ) 一般競争入札参加申請書の提出期限及び提出方法
- (カ) 技術提案資料の提出期限及び提出方法（総合評価方式による場合に限る。）
- (キ) 入札参加資格の確認結果の通知日時及び通知方法
- (ク) 技術提案の採否の通知日時及び通知方法（該当する場合に限る。）
- (ケ) 入札書の提出受付期間及び提出方法
- (コ) 工事費内訳書の提出受付期間及び提出方法
- (サ) 入札の執行日時及び執行場所
- (シ) 入札参加資格非適合とされた場合の説明請求期限及び請求方法

カ 参加申請の方法

提出を要する書類等

キ 落札決定の方法（総合評価方式による場合に限る。）

総合評価方式に係る加算点算出基準、評価値の算定方法等

ク 契約の方法等

契約保証金、支払条件等

ケ その他必要と認める事項

(2) 掲示方法

公告日から開札日の前日（休日等を除く。）まで、インターネット（原則として、山口県入札情報サービスによるものとする。以下同じ。）に掲載するものとする。ただし、インターネットに掲載できない場合は、入札執行機関及び関係出先機関において掲示するものとする。

(3) 質問及び回答

当該入札に関する質問に対する回答は、インターネットに掲載して縦覧に供するものとする。ただし、インターネットによることができない場合は、入札執行機関において書面により縦覧に供するものとする。

6 設計図書等の縦覧及び配布等

(1) 設計図書等の縦覧及び配布

入札執行機関は、公告日から開札日の前日（休日等を除く。）まで、インターネットに掲載して縦覧及び配布するものとする。ただし、インターネットによることができない場合は、入札執行機関において書面により縦覧及び配布するものとする。

(2) 入札概要書の縦覧及び配布

見積書の提出を求める必要があるために、公告日に設計図書の縦覧及び配布を行うことができない場合は、設計図書に代えて、見積りに必要な条件等を示した入札概要書を縦覧及び配布するものとする。

(3) 公告期間以降の設計図書の縦覧等

(2) により入札概要書を縦覧及び配布した場合において、公告期間以降に設計図書を縦覧及び配布するに当たっては、配布開始日の翌日から入札書受付期間の末日までの期間は、15日（休日等を除く。）以上としなければならない。ただし、請負対象設計額が5千万円未満のものについては10日以上（休日等を除く。）とすることができる。

なお、建設業法施行令第6条第1項ただし書きの規定に該当する場合は、5日以内に限り短縮できるものとする。

7 一般競争入札参加申請書等の受付

(1) 一般競争入札参加申請書等の提出方法

入札に参加しようとする者は、(2)に定める期限までに、契約担当者が指定する方法により、一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料を、入札執行機関へ提出しなければならない。

なお、提出された入札参加資格確認資料の訂正は、提出期限内に全ての資料を再提出する場合に限り認めるものとする。

(2) 提出期限

公告日の翌日から起算して15日（山口県の休日に関する条例（平成元年条例第16号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）を除く。）以上の期間を確保して定めるものとする。ただし、請負対象設計額が5千万円未満のものについては10日以上（休日等を除く。）とすることができる。

なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項ただし書きの規定に該当する場合は、5日以内に限り短縮できるものとする。

(3) 受付の方法

入札執行機関の長は、入札に参加しようとする者から一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出があった場合は、次の各号に定める方法により当該申請書等を受け付けるものとする。

ア 電子入札システムで一般競争入札参加申請書が提出された場合

電子入札システムで一般競争入札参加申請書受付票を発行する。

イ 書面で一般競争入札参加申請書（第4号様式）が提出された場合

一般競争入札参加申請書受付票（第5号様式）を交付する。

(4) 受付の拒否

入札執行機関の長は、この要領若しくは契約担当者が定める方法以外の方法により提出された場合又は(2)の提出期限を経過した後に提出された場合は、当該申請書等を受け付けてはならない。

8 入札参加資格の確認

(1) 競争入札審査会での審査

入札執行機関の長は、申請者から提出された入札参加資格確認資料をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を競争入札審査会に諮るものとする。

(2) 適合又は非適合の決定

競争入札審査会は、入札執行機関の長から提出された入札参加資格の確認結果を審査し、全ての申請者について、適合又は非適合の決定をするものとする。

(3) 部局長等への進達等

入札執行機関の長は、次に掲げる事由に該当する場合は、(2)の決定後直ちに事業主務課長を経由して、部局長等へ審査結果を進達しなければならない。

ア 2の(1)の工事である場合

イ 入札執行機関の長が出先機関の長であって、かつ、当該工事の設計金額が山口県事務委任規則（昭和44年規則第21号）第9条一のイの(2)に掲げる金額を超える場合

(4) 部局長等による審査等

部局長等は、(3)の進達を受けた場合、(1)及び(2)の「入札執行機関の長」を「部局長等」と読み替えて再度入札参加資格の確認及び審査を行うものとする。

(5) 入札執行機関の長への通知

部局長等は、(4)による確認及び審査後、直ちに事業主務課長を経由して、入札執行機関の長へ当該審査結果を通知するものとする。

(6) 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加申請書を提出した者は、入札参加資格を満たさなくなった場合、入札書提出前にあつては、速やかに辞退届を入札執行機関の長に提出しなければならない。また、入札書提出後落札決定前にあつては、速やかに一般競争入札参加資格喪失届(第8号様式)を電子入札システム又は書面により入札執行機関の長に提出しなければならない。

(7) 配置技術者の変更

落札決定までの間は、落札候補者となった者が提出する12の(2)の第9号様式において配置技術者の変更を行う場合を除き、申請した配置技術者を変更できないものとする。なお、第9号様式により配置技術者を変更しようとする場合は、新たな配置技術者(総合評価方式により実施される場合は、同等以上の評価を受けることができる者に限る。)に係る入札参加資格確認資料を、入札執行機関の長へ電子入札システム又は書面により提出しなければならない。

(8) 入札参加資格の再審査

既に入札参加資格について適合とされた者について、落札決定までに入札参加資格要件に変更が生じた場合は、競争入札審査会において再度審査するものとする。

9 入札参加資格の確認結果の通知

(1) 適合又は非適合の通知

入札執行機関の長は、競争入札審査会において、適合又は非適合の決定がされた場合は、申請者に対して、その者に係る審査結果を、入札参加資格適合・非適合通知書(第6号様式)により通知するものとする。ただし、電子入札により実施する場合、当該通知は原則として電子入札システムにより行うものとする。

(2) 再審査された者への通知

入札執行機関の長は、既に適合とされた者の入札参加資格の再審査が行われた場合は、入札参加資格適合・非適合通知書(第6号様式)により再審査結果を通知するものとする。

10 無資格者への理由の説明

(1) 苦情申立て

入札参加資格非適合の通知を受けた者は、非適合の理由に不服がある場合、入札参加資格非適合通知書(第6号様式)に記載された日時までに、非適合理由説明申請書(第7号様式)を提出することができる。

(2) 苦情申立てへの対応

契約担当者は、(1)の提出があつた場合及び再苦情の申立てがあつた場合には、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」及び「山口県入札監視委員会運営要領」の定めに従い、適切に対応しなければならない。

11 入札の執行

(1) 入札への参加禁止

入札執行機関の長は、競争入札審査会において入札参加資格非適合とされた者を、当該入札に参加させてはならない。

(2) 郵便入札

郵便による入札は、山口県電子入札実施要領第12の規定による紙入札参加承認を得ていない場合は認めないものとする。

12 落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

入札執行機関の長は、競争入札審査会において入札参加資格を有するとされた者のうち、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者)を落札候補者とする。

(2) 入札参加資格の最終確認

入札執行機関の長は、落札候補者から一般競争入札参加申請書類の内容について(第9号様式)を、その後の手続を滞らせることなく速やかに提出させ、当該落札候補者の入札参加資格に変更がないことを確認するものとする。ただし、電子入札により実施する場合、当該様式は原則として電子入札システムにより提出させるものとする。

なお、内容に変更があった場合は、競争入札審査会において再度審査するものとする。

(3) 落札者の決定

入札執行機関の長は、(2)により入札参加資格に変更がないと確認できた落札候補者を落札者とするものとする。ただし、落札候補者が2人以上いる場合、入札執行機関の長は、地方自治法施行令第167条の9の規定によるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

(4) 落札決定通知

入札執行機関の長は、落札者を決定した場合は、速やかに全ての入札参加者に対して落札者決定通知書(第10号様式)を送付するものとする。ただし、電子入札により実施する場合、当該通知は原則として電子入札システムにより行うものとする。

(5) 配置技術者の兼務等に係る確認資料の提出

落札者は、配置技術者の兼務等を予定していた場合、落札決定後、速やかに次に掲げる確認資料を入札執行機関へ提出しなければならない。

ア 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を予定していた場合

入札条件及び指示事項の別紙3-1「人員の配置を示す計画書」

イ 専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、専任特例2号の監理技術者の配置を予定していた場合

入札条件及び指示事項の別紙3-2に掲げる資料

ウ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定していた場合

入札条件及び指示事項の別紙3-1「人員の配置を示す計画書」

13 その他

(1) 事務処理の手順

この要領に定める事務手続は、別紙3に沿って行う。

(2) 申請に関する費用負担等

一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

また、入札執行機関に提出された書類については、返却しないものとする。

(3) 目的外使用の制限

入札執行機関の長及び契約担当者は、提出された入札参加資格確認資料を、落札候補者の入札参加資格を確認するために使用する以外に、提出者に無断で使用してはならない。

(4) 公告の内容等に関する事項

公告又は告示の内容等に関する事項について、事前に主管課又は学事文書課等と調整する必要がある場合は、入札執行機関又は事業主務課がこれを行うものとする。

(5) 要領に定めのない事項

この要領に定めのない事項については、別の定めがある場合はこれによるものとし、別の定めがない場合は入札執行機関と関係各課との協議により決定するものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成18年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月26日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告する工事から適用する。ただし、8の(6)、(7)及び12の(2)に係る規定については、令和4年3月28日以降に落札決定する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日以降から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月10日以降から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年11月1日以降に公告する工事から適用する。ただし、第3－2号様式については、令和7年12月2日以降の入札参加資格申請から適用する。

第1号様式（単体用）

誓約書

下記の工事に参加するに当たり、入札参加資格を確認するための資料に記載された事項及び下記誓約事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告日

2 工事名

3 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。
- (2) 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。
- (3) 入札公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

営業所等の種別	名称及び所在地
	名 称 所在地

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（ 担 当 者 :
電話番号 : ）

- 注 1 営業所等の種別欄には、名称及び所在地欄に記載する営業所等が、「主たる営業所」、「法第3条第1項の営業所」、「法第3条第1項の営業所以外の営業所」、「工場等」のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 記載した営業所等が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。
- また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられるので、申請する際の参考とすること。
- ア 主たる営業所・・・総合評定値通知書、建設業許可通知書等
- イ 法第3条第1項の営業所・・・建設業許可申請書及び別表又は変更届
- ウ 法第3条第1項の営業所以外の営業所又は工場等・・・登記簿謄本、固定資産税の課税証明等

第1号様式（JV用）

誓約書

下記の工事に参加するに当たり、入札参加資格確認資料に記載された事項及び下記誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日
- 2 工事名
- 3 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。
- (2) 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。
- (3) 入札公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

共同企業体の名称			
	商号又は名称 及び代表者氏名	営業所等 の種別	名称及び所在地
代表者			名 称 所在地
構成員			名 称 所在地
構成員			名 称 所在地

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者（共同企業体の代表者）)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

担 当 者 :

電話番号 :

- 注 1 営業所等の種別欄には、名称及び所在地欄に記載する営業所等が、「主たる営業所」、「法第3条第1項の営業所」、「法第3条第1項の営業所以外の営業所」、「工場等」のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 構成員欄が不足する場合には適宜追加すること。また、不要の欄がある場合は、斜線等により抹消すること。
- 3 記載した営業所等が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。

また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられるので、申請する際の参考とすること。

ア 主たる営業所・・・総合評定値通知書、建設業許可通知書等

イ 法第3条第1項の営業所・・・建設業許可申請書及び別表又は変更届

ウ 法第3条第1項の営業所以外の営業所又は工場等・・・登記簿謄本、固定資産税の課税証明等

第2号様式

工事の施工実績調書

商号又は名称：_____

工事名	(コリンズ登録番号)
発注者名	
施工場所	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額	
受注形態	☐ 単体 / ☐ 共同企業体 (出資比率 %)
工事の種類	
工事の内容 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	

- 注 1 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに工事の施工実績を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。
- 2 施工実績として申請できる工事は、1件（共同企業体にあつては、構成員ごとに1件）とする。
- 3 契約金額欄及び工期欄は、契約書に記載された最終の金額等を正確に記載すること。
- 4 受注形態欄は、該当するものを☒又は☒とし、共同企業体にあつては出資比率を記載すること。
- 5 工事の種類欄は、建設業法別表第1の上欄に掲げるもの（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）で、当該工事の発注時に指定されている工事の種類を記載すること。
- 6 工事の内容欄は、入札公告において明示した要件を満たす工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- 7 一般財団法人日本建設情報センターの工事情報システム（以下「コリンズ」という。）に竣工登録された工事であり、コリンズで同種工事の施工実績が確認できる場合は登録内容確認書を添付すること。なお、コリンズ登録番号を様式に記載した場合に限り、登録内容確認書の添付を省略できる。また、発注機関から建設工事施工証明書が交付されている場合にあつては、登録内容確認書に代えて建設工事施工証明書の写しを添付することができる。
- 8 共同企業体の構成員として施工した工事を実績として記載する場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、建設工事施工証明書等で共同企業体の構成員及び出資比率が確認できる場合は、この限りではない。

第3-1号様式

配置技術者の資格・工事経験調書

商号又は名称： _____

1 配置技術者の氏名等

配置予定者の氏名	
法令による 配置資格 (該当に☑又は■)	☐ ① 建設業法第7条第2号のイ (指定学科卒業後一定年数以上の実務経験) ☐ ② 建設業法第7条第2号のロ (十年以上の実務経験) ☐ ③ 建設業法第7条第2号のハ (一級又は二級の国家資格) ※ 下請工事の金額が5,000万円 (建築一式工事の場合は8,000万円) 以上となる ことが見込まれる場合は以下の項目から選択してください。 ☐ ④ 建設業法第15条第2号のイ (一級の国家資格) ☐ ⑤ 建設業法第15条第2号のロ (①から③のいずれかに該当し、かつ、元請金額が4500万円以上のもの について二年以上の指導監督の実務経験) ☐ ⑥ 建設業法第15条第2号のハ (国土交通大臣が④又は⑤と同等と認定)

2 発注者が求める工事経験

発注者名	
工 事 名	(コリンズ登録番号)
契約金額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の種類	
従事役職 (該当に☑又は■)	☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者 ☐ 監理技術者補佐 ☐ 現場代理人 ☐ 担当技術者 ☐ その他 ()
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の内容 (工種・数量・規模 寸法・構造形式等)	

3 発注者が求める資格・免許等

保有資格等の名称	
----------	--

4 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける技術者又は営業所技術者等が職務を兼ねる技術者の配置の予定 (該当に☑又は■の上、右欄様式を添付すること。)

	配置を予定している技術者	要添付書類
☐	① 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者	別記第3-1号様式
☐	② 専任特例2号の監理技術者	別記第3-2号様式
☐	③ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者	別記第3-3号様式
☐	④ ①②③の配置予定なし	(添付書類なし)

- 注 1 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに配置技術者の要件を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。
- 2 配置技術者の申請は、1名（共同企業体にあつては、構成員ごとに1名）とする。（工場製作を含む工事であつて、工場製作から現場施工に移行する時点で配置技術者が交代する場合は、工場製作時の配置技術者1名、現場施工時の配置技術者1名を申請するものとする。この場合は、配置技術者ごとに別葉とすること。）
- 3 「法令による配置資格」において、①あるいは②に該当する場合は実務経験証明書（建設業許可申請書付属様式第9号（経験年数は、コリンズ等で確認できる実際に従事した期間を記載すること。）」を添付し、③から⑥のいずれかに該当する場合は、第3－2号様式を添付すること。
- 4 「発注者が求める工事経験」については、配置技術者の工事の従事経験が要件とされている場合に、その概要が的確に判断できる具体的項目を記載するとともに、これを確認できる資料を添付すること。
ただし、第2号様式の添付資料で、当該配置技術者の従事経験が確認できる場合は、二重に添付する必要はない。また、コリンズ登録番号を記載した場合は、確認できる添付資料を省略可能とする。

第3－2号様式

配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書

商号又は名称： _____

1 資格者証の写し

※ 縮小して貼り付けるものとする

2 監理技術者資格者証（雇用関係等証明資料を兼ねる。）

表面 ※ 縮小して貼り付ける	裏面 (監理技術者講習修了履歴が確認できること) ※ 縮小して貼り付ける
------------------------------	--

3 雇用関係等確認書類

配置技術者と受注者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（確認書類）を添付すること。（該当に☒又は☐）

該当の有無	添付する確認書類
☐	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し ※個別の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
☐	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
☐	監理技術者資格者証 ※上記2に添付した資格者証で3箇月以上の雇用関係を証明できる場合は、添付不要
☐	その他上記に準ずる書類 ※雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、源泉徴収票 など

注 1 原則として確認書類については、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングを施し、写しを添付すること。

【専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合に添付】

別記第 3－1 号様式

専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の
確認事項

商号又は名称：

本工事に、専任特例 1 号の場合の主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）
の配置を行う予定である場合、□に「☒」又は「☒」と記載した上で、添付すること。

☐	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である。
☐	兼務を予定している工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内（片道）である。
☐	下請次数が 3 次以内である。
☐	当該建設現場に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者であること）
☐	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）
☐	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙 3－1）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
☐	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
☐	兼務する建設工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 一般競争入札参加申請書に本様式が添付され、全ての□欄に「☒」又は「☒」の記載があるときは、兼務等に係る要件を満たしているものとみなし、専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札者に決定したときは、速やかに「人員の配置を示す計画書」（入札条件及び指示事項別紙 3－1）を提出すること。

【専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定している場合に添付】

別記第 3－2 号様式

専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

商号又は名称： _____

本工事に、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う予定である場合、□に「☒」又は「☒」と記載した上で、添付すること。

☐	建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
☐	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
☐	監理技術者が兼務を予定する他工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内、または同一の土木建築事務所管内である。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 一般競争入札参加申請書に本様式が添付され、全ての□欄に「☒」又は「☒」の記載があるときは、兼務等に係る要件を満たしているものとみなし、専任特例 2 号の監理技術者の配置を認めるものとするが、落札者に決定したときは、速やかに入札条件及び指示事項の別紙 3－2 に掲げる書類を提出すること。

【営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合に添付】

別記第 3－3 号様式

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

商号又は名称： _____

本工事に、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）の配置を行う予定である場合、□に「☒」又は「☒」と記載したうえで、添付すること。

☐	営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。
☐	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）である。
☐	営業所と当該工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内（片道）である。
☐	下請次数が 3 次以内である。
☐	当該建設工事に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者であること）
☐	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）
☐	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙 3－1）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
☐	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
☐	工事現場の数は 1 件とする。
☐	上記項目を全て満たしている。

注 一般競争入札参加申請書に本様式が添付され、全ての□欄に「☒」又は「☒」の記載があるときは、兼務等に係る要件を満たしているものとみなし、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札者に決定したときは、速やかに「人員の配置を示す計画書」（入札条件及び指示事項別紙 3－1）を提出すること。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

（契約担当者）

様

（申請者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

下記の一般競争入札に参加したいので、書類を添えて申請します。

記

1 公告日

2 工事名

注 この様式は、紙入札で参加する場合に提出すること。

（ 担 当 者 :
電話番号 : ）

年 月 日

一般競争入札参加申請書受付票

商号又は名称

様

入札執行機関の長

年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る一般競争入札参加申請書等について、受領しました。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 日 時	年 月 日 時 分

注1 この様式は、紙入札で参加する者にのみ発行する。

2 入札日に、本受付票を提示すること。ただし、事前審査方式の場合は本受付票に代えて「入札参加資格適合通知書」を提示すること。

第 年 月 日 号

入札参加資格適合・非適合通知書

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様

契約担当者

【初回の審査に係る通知の場合】

年 月 日付けで入札参加申請のあった下記工事に係る入札参加資格について、下記のとおりとしますので通知します。

【2回目以降の審査に係る通知の場合】

年 月 日付けで通知した下記工事に係る入札参加資格について、下記のとおりとしますので通知します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
入札参加資格の 確 認 結 果	適 合 ・ 非 適 合	
	入札参加資格 非適合の理由	
備 考		

注1 入札日に、本通知書を提示すること。

2 入札参加資格がないと通知された者は、非適合の理由に不服がある場合は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、年 月 日 時 分までに非適合理由説明申請書（第7号様式）を提出すること。

非適合理由説明申請書

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日 第 号で通知のあった下記工事に係る入札参加資格非
適合の理由説明を求めます。

記

1 工 事 名

2 工事場所

（ 担 当 者 :
電話番号 : ）

一般競争入札参加資格喪失届

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

年 月 日付けで入札公告のあった下記工事について、入札参加資格を喪失しましたので届け出ます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 喪失理由

注 この様式は、入札書提出後落札決定前のみ提出することができる。

（ 担 当 者 :
電話番号 : ）

第9号様式

一般競争入札参加申請書の内容について

工 事 名

工事場所

年 月 日付けで一般競争入札参加申請をした上記の工事の入札参加資格については、以下のとおりです。

年 月 日

(契約担当者)

様

1 内容に変更がない。

2 内容に変更がある。

(1) 変更の内容

(2) 変更の理由

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

注 1又は2の該当に○を付すこと。なお、2に○を付した場合は、必要な資料を添付すること。

担 当 者 :

電話番号 :

【ご注意ください】

契約予定日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受け取っていない場合は、建設業法第27条の23第1項の定めにより公共工事の契約を締結することができません。本様式を提出されるにあたっては受領している経営事項審査の結果通知の有効期限を必ずご確認ください。

第 年 月 日 号

落札者決定通知書

入 札 参 加 者 様

契 約 担 当 者

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 開札日時

4 落札者名

5 落札金額 円（税抜き）

入札参加資格確認資料作成要領

申請者が、入札参加資格確認資料を作成し提出するに当たって留意すべき事項は、下記のとおりとする。

記

1 用紙規格

各様式は、日本産業規格A列4番により作成すること。

2 資料のファイル構成

資料は、下記ア～シ（必要な事項のみ）とし、「ア 誓約書（第1号様式）」を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこと。

なお、ファイル構成については次頁を参考とすること。

【例】 1／〇〇～〇〇／〇〇 等

ア 誓約書（第1号様式）

イ 工事の施工実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者の資格・工事経験調書（第3－1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第3－2号様式）

エ ①建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）の配置を予定している場合の確認事項（別記第3－1号様式）（配置を予定する場合に限る。）

②専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記3－2号様式）（専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。）

③営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）の確認事項（別記第3－3号様式）（配置を予定する場合に限る。）

オ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

カ 総合評定値通知書の写し

キ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

ク 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（2の(1)の場合に限る。）

ケ 共同企業体協定書の写し（2の(1)の場合に限る。）

コ 委任状（別紙4）（2の(1)の場合に限る。）

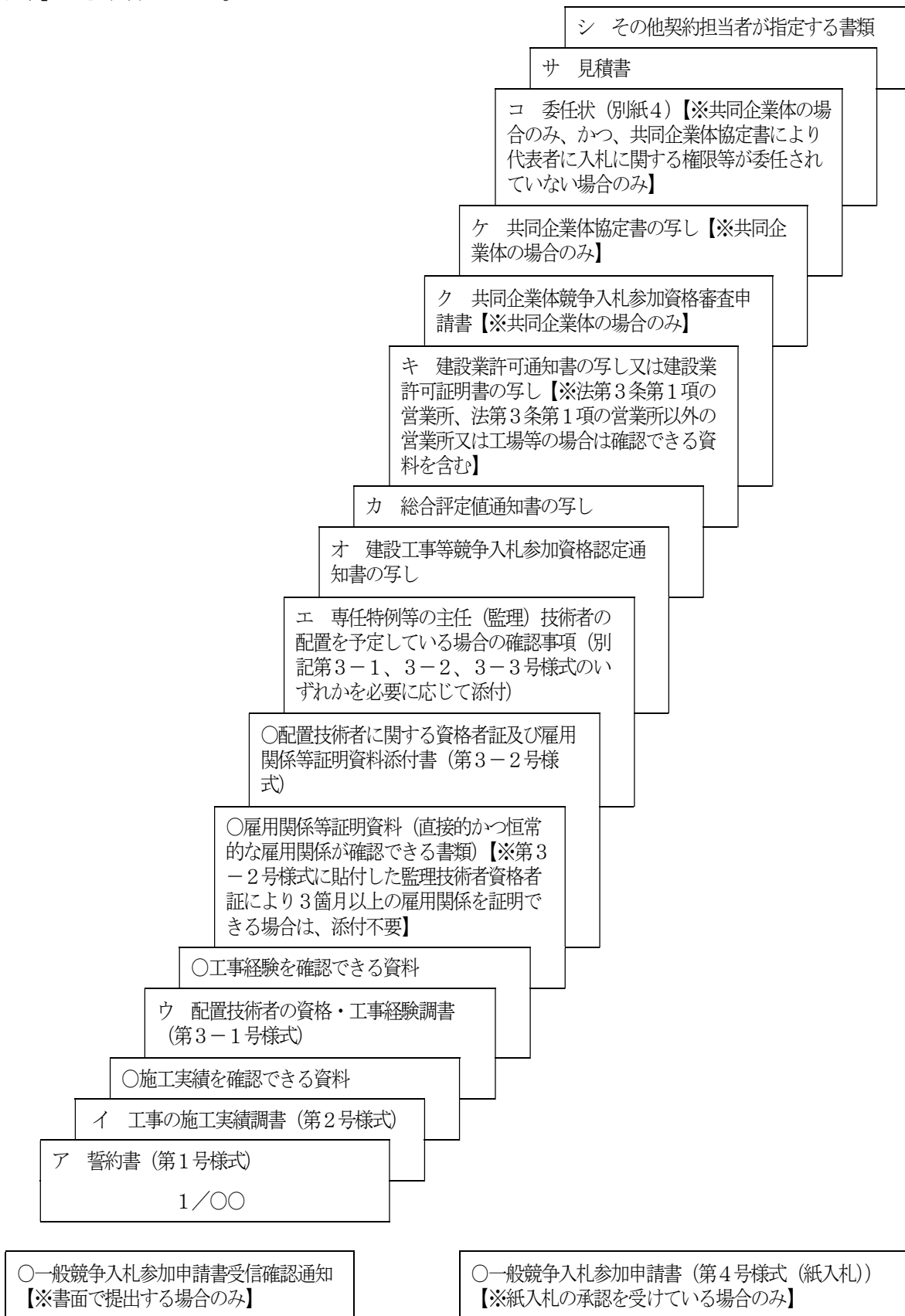
サ 見積書（2の(2)の場合に限る。）

シ その他契約担当者が指定する書類

＜参考＞入札参加資格確認資料ファイル構成例

書面で提出する場合は、下記の資料と別にして「一般競争入札参加申請書受信確認通知」を添付すること。

また、紙入札の承認を受けている場合、「一般競争入札参加申請書（第４号様式（紙入札用）」を提出すること。



建設工事施工証明書

年 月 日

(発注者)

様

申請者 所在地
(施工者) 商号又は名称
代表者氏名
(担当者： 電話番号：)

次の建設工事について、施工したことを証明願います。

工事名	
施工場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
完成検査日	年 月 日
受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
受 注 者	所 在 地 商号又は名称
工事の種類	
工事の内容 (工種・数量 規模・寸法 構造形式等)	
配置技術者等	主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐 ・現場代理人・担当技術者・その他 () 氏 名 従事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
その他証明を 必要とする事項	

注1 本様式は、証明を受けようとする工事ごとに別葉とすること。
なお、証明を受けることが出来る工事は、申請日時点で完成した工事に限る。
2 申請者は、当該工事を施工した者（共同企業体の構成員及び当該工事に従事した配置技術者等を含む。）に限る。
3 証明の必要がない項目については、斜線等により削除すること。
4 工事名欄、施工場所欄、契約金額欄及び工期欄は、契約書等に記載された最終の金額等を正確に記載すること。
5 受注形態欄は、該当しないものを二重線等により抹消すること。出資比率は、共同企業体の場合にのみ、当該工事における申請者の出資比率を記載すること。
6 受注者欄は、完成検査日における名称等（「所在地」及び「商号又は名称」）を記載すること。また、共同企業体として受注した場合は、当該共同企業体の名称及び全ての構成員の名称を記載すること。
7 工事の種類欄は、建設業法別表第1の上欄に掲げるもの（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）で、当該工事の発注時に指定されている工事の種類を記載すること。
8 工事の内容欄は、証明を受けようとする内容を具体的に記載すること。
9 配置技術者等欄の「従事役職」については、該当しないものを二重線等により抹消すること。
10 完成後5年を経過した工事については、証明できない場合があるので留意すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

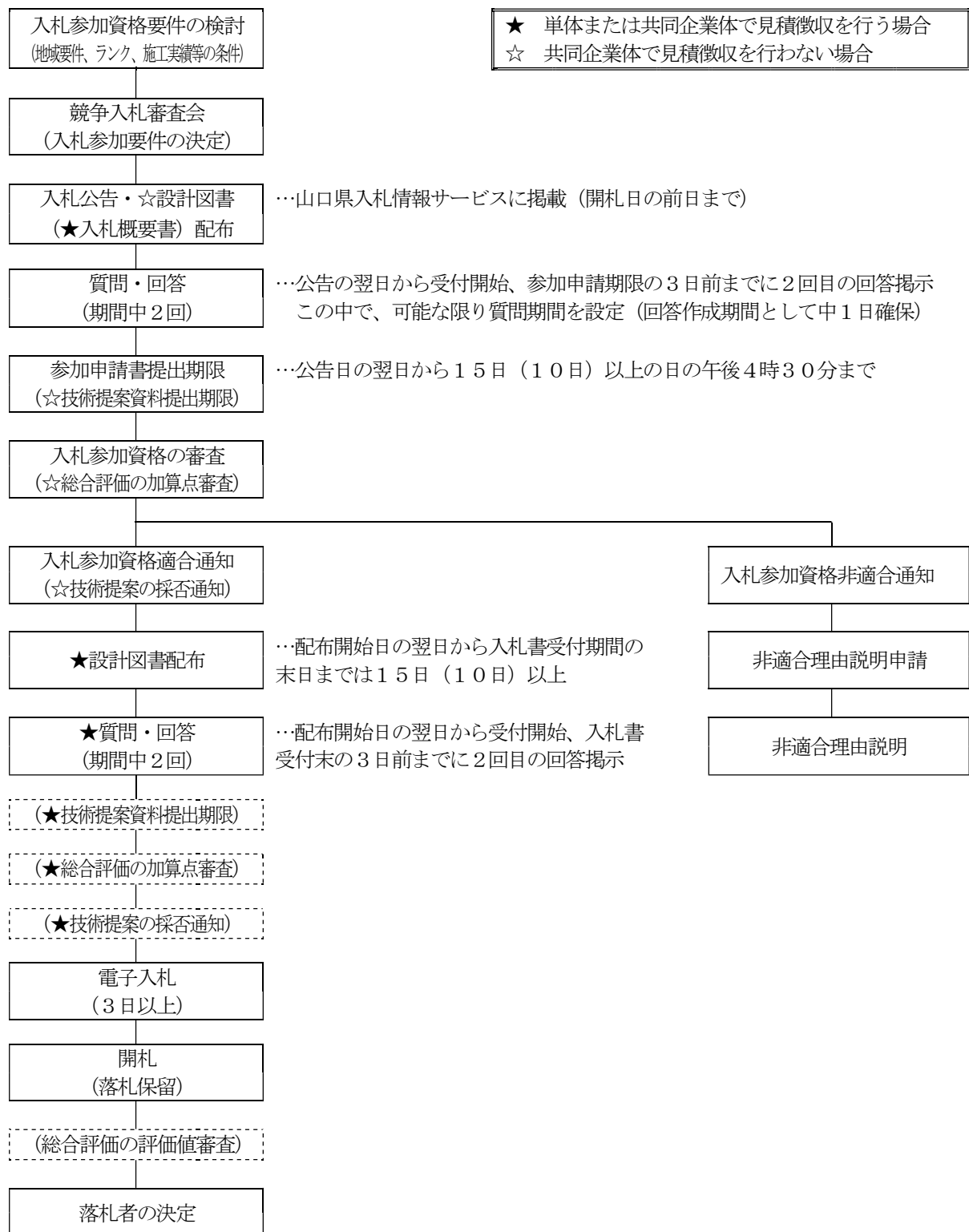
年 月 日

証明者 所 在 地
(発注者) 名 称
代表者氏名

印

別紙3（事前）

条件付一般競争入札（事前審査方式）執行フロー



※日数はいずれも、休日等を除く

※自己採点方式の対象工事（特別簡易型）の場合、開札後に加算点審査と評価値審査を併せて審査会に諮る

委任状

年 月 日

工 事 名

工 事 場 所

(契約担当者)

様

(委任者)

共同企業体の名称

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

私は、次の者に対し、貴県発注の上記工事に係る下記権限を委任します。

(受任者)

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(担当者： 電話番号：)

記

1 入札の参加申請に関する権限

2 代理人の選任に関する権限

注1 共同企業体として入札に参加する場合で、代表者に入札に関する権限等を委任する場合に作成すること。ただし、共同企業体協定書により代表者に入札に関する権限等が委任されている場合は、本書の提出は要しない。

2 委任する権限は、共同企業体の実態に応じて、適宜変更すること。